

2014年度NTSブロックトレーニング実施要項

1. 目的 若年層の運動能力の高い意欲のあるプレーヤーを早期に発掘し、将来、世界で活躍できる可能性を持ったクリエイティブな日本代表プレーヤーに育成する。統一された指導方法に基づいた一貫指導を実施し、指導者レベル向上を図る。
2. 主催 公益財団法人 日本ハンドボール協会
NTS事業は独立行政法人日本スポーツ振興センターの助成金で運営されています。
3. 主管 ブロックハンドボール協会 開催都道府県ハンドボール協会
日本ハンドボール協会とブロックハンドボール協会が業務委託契約を締結し実施。
4. 開催日 毎年7月から9月末日（日本協会の日程を考慮すること）
5. 会場 各ブロックに一任（コート3面開催が望ましい）
6. 参加対象者 各都道府県協会より推薦された選手、NTS委員より推薦された選手、推薦された選手の補助指導者、各都府県の参加者枠を各カテゴリー（小・中・高）3名とする
高校生 2年生2名ないし1名・1年生2名ないし1名を原則とする（計3名）
中学生 3年2名・2年及び1年から1名を原則とする
7. 推薦基準 NTS推薦基準により各都道府県に一任、センタートレーニングへの推薦はNTS推薦基準により規定数をブロック運営委員長が責任を持って行う
8. 宿泊 中・高校生と補助指導者に原則上限（8,650円）を委託事業契約により支給。
小学生の宿泊は原則しないこと。
9. 交通費 委託事業契約により下記交通費について支給する。
推薦された選手とその補助指導者に旅費基準により交通費を片道支給。
補助指導者は推薦された選手のチームにつき1名、引率父母等は不支給。
都道府県のNTS運営委員1名とNTS技術指導委員1名は旅費基準により支給。
ブロック運営委員長・運営委員・技術指導委員・インストラクターは旅費基準により支給。
10. 昼食 参加対象者は経費申請基準により対象経費とする。
経費対象外者と管理栄養リストの提出がない場合には、開催地が負担とする。
11. 傷害保険 傷害保険は日本協会にて一括加入
参加及び傷害保険承諾書は、必ず一週間前までに開催地の実務担当者が取り纏め、日本協会へ提出すること。
12. 開催費用 平成26年度、公益財団法人日本ハンドボール協会NTSブロックトレーニング委託契約書に準じる。対象外経費は総てブロック協会負担とする（経費基準を参照）。
開催地ブロック協会より、参加者へ参加料を徴収することがある。
13. 公文書 選手・補助指導者には日本ハンドボール協会長名にて『派遣依頼書』を作成
開催地協会より発送。
14. 備品 開催地が用意する。
15. 指導内容 指導案はNTS技術委員会が作成。
16. その他 不明な点についてはNTS運営委員長と開催都道府県協会の打ち合わせにより決定